

海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第27号

海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第1条 海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年海田町条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

第2条 海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め
る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する
法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。